経営の発展に役立つ支援策を準備しています

農業関連補助事業いろいろ

農業の経営安定や生産力増強を図るため、各種補助事業があります。補助を受けようとする際は、必ず事前に相談してください。

旭市農林水産業後継者育成事業

次世代を担うリーダー、後継者を育成するための講演会などの開催、研修会への参加を支援します。

補助率／2分の1以内（講演会開催は10万円まで、研修参加は1人当り25万円まで）

対象／40歳未満の農林水産業者

青年就農給付金事業

農業を始めてから経営が安定するまでの一定期間支援します。給付には各種要件があります。

給付額／年額150万円まで（最長5年間）

対象／就農時の年齢が原則45歳未満で、就農開始から5年以内の人

※給付金の申請を希望する人は6月30日㈭までに要連絡。

新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業

パイプハウスや低コスト耐候性ハウスなどの施設整備、省力機械などの導入、鉄骨ハウスやガラス温室の改修を支援します。

補助率／3分の1以内（生産者団体など）、4分の1以内（認定農業者など）

対象／認定農業者、3戸以上の農業者で組織する団体など

※平成29年度に計画をしている人は6月30日㈭までに要連絡。

こだわり旭ブランド創出支援事業

新たな「旭の顔」となる旭ブランドの創出に向けた、商品開発やPR活動などの取り組みを支援します。

補助率／2分の1以内（50万円まで）

対象／3戸以上の農水産業者で組織する団体、農水産業を営む法人など

旭市ベンチャー農業支援事業

先進的な新技術の開発や新品種の導入などに必要な栽培試験や調査、分析などの取り組みを支援します。

補助率／2分の1以内（15万円まで）

対象／農業者、農業者団体など

問い合わせ先
農水産課振興班
☎68-1174

飼料用米で収入確保を！

現在作付けしている主食用米を飼料用米に振り替えることで、国・県・市の助成が受けられます。米の価格が低迷する中、主食用米と同じかそれを上回る収入の確保が見込めます。

年金の振り込み通知が届きます

届いたら大切に保管を

金融機関などの口座振込で年金を受け取っている受給者に、毎年6月に振込通知書が日本年金機構から送付されます。通知書には1年分の年金支払額や支払予定日、年金から特別徴収される介護保険料額などが記載されています。扶養の認定を受ける場合などに提出を求められることがありますので、大切に保管しましょう。

内容に変更があった場合には、その都度通知されます。郵便局の窓口で支払いを受けている人には、支払い月ごとに送金通知書が送付されます。

くわしくは、ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）、050で始まる電話からは（☎03-6700-1165）まで問い合わせてください。

確認してください 4月からの年金額

4月分からの年金額は法律の規定により物価、賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置きとなります。ただし昨年10月に施行された被用者年金一元化法により、厚生年金を受給している人のうち一部の人の年金額については、年額で50円以下の増減が生じ、年金額の変更があります。変更となる人には、振込通知書と一体になった通知書が送付されるので確認してください。

問い合わせ先
佐原年金事務所（☎0478-54-1442）
市保険年金課高齢者医療年金班（☎62-5332）